

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第63回理事会

平成14年7月

第 6 3 回 理事会次第

平成14年 7月15日 (月) 18:00～

四ツ谷・スクワール麹町 5F 寿

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 事

債い事業に係る記者会見等の準備状況の確認について

4. 事務局からの報告等

資 料

【議案事項】

	ページ
募金協力に対するあいさつ等	1
新聞広告	3
想定問答	4

【事務局からの報告事項】

募金状況	8
平成14年度拠出金予算の扱い	9
フィリピン報告	10
各種要請	11
韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会、他	

御礼のあいさつ

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（略称アジア女性基金）は、発足以来7年になります。このたび、フィリピン、韓国、台湾における償い事業の実施対象者が最終的に確定いたしました。この方々に届けする償い金のための募金にご協力いただいたみなさま方に感謝し、厚く御礼申し上げます。

「慰安婦」は、第二次大戦の時期に、日本軍の慰安所で将兵に性的行為を強いられた女性たちです。日本軍の関与のもとに設置され維持された慰安所において、多くの女性が名誉と尊厳を深く傷つけられ、心身にわたり癒しがたい苦痛を与えられました。

1993年8月4日、内閣官房長官談話によって日本政府が反省とお詫びを表明して以来、日本の政府は償いを行う道を模索してまいりました。

1995年7月19日、道義的な責任を痛感した政府の決定により、政府と国民が協力して国民的な償いの事業等を行う女性のためのアジア平和国民基金が発足いたしました。

アジア女性基金は政府の決定を得て、国民的な償い事業の内容を、国民の拠金に基づく償い金と政府資金による医療・福祉支援を総理大臣のお詫びの手紙とともに、被害者一人ひとりにお渡しすることと定め、国民のみなさまに対して募金活動の呼びかけを開始しました。そして、96年8月13日よりフィリピンにおいて、97年1月11日より韓国において、また同年5月2日より台湾において、国民的な償いの事業を開始しました。事業期間は5年間と定められ、2001年8月にはフィリピン、2002年5月には、韓国、台湾で申請の受付を締め切り、このたびこれらの国・地域における償い事業の実施対象者の確定を終えました。

これらの国・地域で、285人の方々に総理のお詫びの手紙、政府資金による医療・福祉の支援、国民からの償いの拠金を受けとっていただくことになり、お届けの作業は最終段階に入っております。また、これとは別にオランダの被害者の方々に對して、98年から2001年にかけて、政府資金による医療・福祉支援事業を行い、オランダ事業実施委員会を通じて79人の方々にお届けいたしました。その際、一人ひとりの被害者にコック首相あての橋本総理大臣のお詫びの手紙の写しが添えられました。

この結果、全体では364人の高齢の被害者に対して、政府と国民のお詫びと償いの気持ちをお届けすることができたと考えております。償い事業を受け取られた方々からは、「このような総理のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました。」など多くの声が寄せられています。

発足時より今日までの国民のみなさまからの拠金の総額は、5億6000万円余に達しました。これは全額フィリピン、韓国、台湾の被害者のもとへお届けしています。あらためて、国民のみなさまに、心より感謝を申し上げます。このように、政府と国民が協力して、これらの国・地域とオランダで国民的な償いの事業を実施できたこと、そしてアジア女性基金が事業を担うことができたことを嬉しく思います。

しかし、これらの国・地域では、アジア女性基金の償い事業に対して、日本政府が法的責任を認めて国家補償をすべきだとする立場から、この償い事業を批判する被害者や支援団体もあります。アジア女性基金としては、これらの被害者や人々の理解を得るため真摯に対話の努力を試みましたが、残念なことに、韓国、台湾では理解を広げることができませんでした。

なお、インドネシアにおいては、インドネシア政府との覚書に基づき、97年3月から10年間を目処に、同政府が実施する高齢者福祉推進事業を支援することになり、現在実施中です。

アジア女性基金は、償い事業を進めることと併行して、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進してきましたが、これも、こうした問題は「慰安婦」という忌むべき制度を生み出した過去の日本の延長線にある問題にはかならないとの考えに基づくものです。また、「慰安婦」問題を歴史の教訓として、この問題の認識の発展に努めてまいりました。歴史資料の収集、調査、分析も、それに基づく啓発活動も、この問題を永く国民の記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという決意に基づくものです。これらの事業はアジア女性基金の重要な活動であり、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、国民のみなさまからの温かいご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

2002年7月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村山 富市

「償い金」に係る募金活動についてのお知らせ

元「慰安婦」とされた方々への「償い金」の原資としておりました募金の活動を終了させていただきます。

ご協力に感謝申し上げます。

なお、寄付金に対する税法上の指定は、平成14年10月11日が期限です。

募金の収支状況 2002.7.12現在

募金収入総額	564,032,516円（預金利息を含む）
【支出内訳】	
「償い金」	570,000,000円
外為差損等	80,416円
募金支出総額	570,080,416円
募金不足額	△6,047,900円

（注）募金の不足額は基本財産の一部を当てます。

役員等

理事

理事長	村山 富市	元内閣総理大臣
副理事長	石原 信雄	地方自治研究機構理事長、元内閣官房副長官
	大瀧 源子	元参議院議員
専任理事	伊勢 桃代	元国連研修人事政策部長
理事	有馬真喜子	ジャーナリスト、前国連婦人の地位委員会日本代表
	衛藤 清吉	龍東洋英和女学院院長、東京大学名誉教授
	大沼 保昭	東京大学教授
	岡部 謙治	全日本自治団体労働組合中央執行委員長
	金平 輝子	元東京審判知事
	草野 忠義	日本労働組合総連合会事務局長
	下村 満子	ジャーナリスト
	宮崎 勇	元経済企画庁長官
	山口 達男	元駐シンガポール大使、スペイン大使
	和田 春樹	東京大学名誉教授
監事	橋本 豊	学校法人誠実学園常任理事

評議員

赤松 良子	元文部大臣
石原 一子	日本バイオロジカルズ株式会社監査役
校村 純郎	元駐ロシア大使
野田 愛子	弁護士
林 誠子	日本労働組合連合会副事務局長
紀 嘉一郎	元総務庁官房審議官

運営審議会委員

委員長	横田 洋三	中央大学教授、国連大学客員学術顧問、国連人権促進委員会委員
委員	栗庭 孝典	日韓文化交流会委員長
	高崎 宗司	津田塾大学教授
	山口 茂記	全日本自治団体労働組合政治局長
	野中 邦子	弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長
	橋本ヒロ子	十文字学園女子大学教授
	林 陽子	弁護士
	山口 達男	元駐シンガポール大使、スペイン大使
	和田 春樹	東京大学名誉教授

募金にご協力 ありがとうございました

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347 Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

年 表

- 1991年12月 政府が朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について調査を開始
- 1992年7月6日 政府が「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」(第1次調査)の結果を発表
- 1993年8月4日 政府が「いわゆる従軍慰安婦問題について」(第2次調査)の結果を発表
河野洋平内閣官房長官が「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」を発表。
「いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」と表明
- 1994年8月31日 村山富市内閣総理大臣が「内閣総理大臣の談話」で、いわゆる従軍慰安婦問題について改めて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を述べて、幅広い国民参加の道を追求する考えを表明
- 1994年12月 与党3党が、国民参加のもとで、元「慰安婦」の方を対象とした措置を行うとともに、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動への支援などを行う「基金」を設置し、政府は「基金」に対し、拠出を含めた可能な限りの協力を行う旨、提言
- 1995年6月9日 「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」衆議院本会議で決議
- 6月14日 五十嵐広三内閣官房長官が、「女性のためのアジア平和友好基金」(仮称)の事業内容、政府の取り組み及び基金の呼びかけ人を発表
- 7月18日 呼びかけ人の「呼びかけ文」、村山富市内閣総理大臣「ごあいさつ」発表
- 7月19日 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)発足、東京都港区内に事務所開設
理事長に前参議院議長・原文兵衛氏が就任
- 8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解
- 12月8日 総理府及び外務省共管の財団法人として設立許可される
- 1996年7月 国民の募金から元「慰安婦」1人当たり200万円の「償い金」、「総理の手紙」、政府資金による医療・福祉支援事業を総額7億円規模とすることを決定
- 8月13日 フィリピンにおける事業開始
- 1997年1月11日 韓国において事業開始
- 3月25日 インドネシア政府との間で、高齢者社会福祉支援事業を支援するため覚書に調印
- 5月2日 台湾で基金事業の新聞広告を掲載し、事業開始
- 1998年1月 韓国で基金事業の新聞広告を掲載
- 7月15日 オランダにおいて事業実施委員会とその事業に対して支援を行うための覚書締結
- 2000年9月1日 第2代理事長に村山富市氏が就任
村山理事長の就任に当たり、中川内閣官房長官が談話を発表
- 2001年1月6日 中央省庁等再編に伴い、所管省庁は外務省になる
- 7月13日 オランダ事業実施委員会が行う事業終了、ハーグで終了式典を行う
- 8月12日 フィリピンで事業申請終了
- 2002年2月20日 韓国での事業の停止状態を解き申請終了期日を5月1日とする旨発表
- 5月1日 韓国、台湾での申請終了

フィリピン・韓国・台湾における償い事業について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的責任を痛感した政府の決定に基づき、政府と国民が協力して元「慰安婦」の方々に国民的な償いの気持ちを表すための事業と、女性に対する暴力など今日なお存在する問題の解決を推進するため、戦後50年の節目にあたる平成7年（1995年）に政府によって設立されました。以来、みなさまのご協力による国民的な償いの気持ちを表わす「償い金」と日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」及び政府資金による「医療・福祉支援事業」を、申請された個々の元「慰安婦」とされた方々にお届けする事業を5年間にわたり、フィリピン、韓国、台湾において実施してきました。

「すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない。一刻も早く行動を起こさなければならない」との気持ちでスタートしたアジア女性基金の償い事業は、5年間の事業期間に受け取りを希望された元「慰安婦」の方々に、日本国民の心からの償いをお届けしています。あらためて、心をこめて拠金をしてくださいました国民のみなさまに深く感謝するとともに、政府と国民が協力して、これらの国々・地域での国民的な償い事業を実施出来たことを心から喜ぶものであります。

「私たちが生きているうちにこのような総理のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました」など、「償い金」を受けとられた多くの元「慰安婦」の方々からの声が寄せられています。

一方、オランダでは、政府資金による「医療・福祉支援事業」を79名の方々が受け取られ、2001年7月に終了いたしました。また、インドネシアでは、インドネシア政府との覚書に基づき、政府資金による高齢者福祉推進事業を2007年3月まで行うことになっています。

アジア女性基金では、償い事業に併せて、二度とこのような問題が起こることのないよう、「慰安婦」問題という女性に対する暴力を歴史の教訓として、さまざまな啓発活動を行い、調査研究などによる女性の人権、暴力撤廃への対応を被害者の立場、視点から提言する事業などを継続してまいりたいと考えております。今後ともアジア女性基金の事業にご理解いただけますようお願い申し上げます。

元「慰安婦」の方々のこれからの人生が、安らかなものであるよう心から願ってご報告といたします。
ご協力、誠にありがとうございました。

「償い金」に係る募金活動についてのお知らせ

元「慰安婦」とされた方々への「償い金」の原資としておりました募金の活動を終了させていただきます。
ご協力に感謝申し上げます。
なお、寄付金に対する税法上の指定は、平成14年10月11日が期限です。

募金の収支状況 2002.7.12現在

募金収入総額	564,032,516円（預金利息を含む）
〔支出内訳〕	
「償い金」	570,000,000円
外為差損等	80,416円
募金支出総額	570,080,416円
募金不足額	△6,047,900円

〔注〕募金の不足額は、基本財産の一部をあてます。

財団法人 **女性のためのアジア平和国民基金**（理事長 村山富市）

〒107-0052
東京都港区赤坂2-17-42

TEL. 03-3583-9346 FAX. 03-3583-9347

ホームページ/ <http://www.awf.or.jp>
E-mail/ info@awf.or.jp dignity@awf.or.jp

寄附金年度別収支状況

【部内資料】

(14.7.12現在)

(単位：円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③－④
	寄附金	寄附金累計	利息	利息累計	収入累計 ①+②	当年度支出・人数		支出・人数累計		
		①		②	③		人	④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	257,620	2,351,527	446,873,365	92,001,200	46	326,017,184	163	120,856,181
12年度	83,603,344	528,125,182	96,008	2,447,535	530,572,717	24,000,000	12	350,017,184	175	180,555,533
13年度	27,574,758	555,699,940	50,416	2,497,951	558,197,891	76,000,000	38	426,017,184	213	132,180,707
14年度 14.4.1～7.12	2,563,453	558,263,393	1,172	2,499,123	560,762,516	142,063,232	71	568,080,416	284	△ 7,317,900

(注) 1. 収入に現内閣関係募金額 3,270,000を含めると、収入金額は 564,032,516円となる

2. 支出284名 568,000,000円、1名の送金保留中を含めると支出総額は、570,080,416円で確定する 差引 △ 6,047,900

14.7.15

(部内説明用)

平成14年度医療・福祉支援事業予算の扱いについて

平成14年度予算において、外務省から内示のあった医療・福祉支援事業費2千万円について説明いたしましたが、アジア女性基金の平成13年度決算の結果、当該事業に係る予算に相当の繰越金があること等の理由により、平成14年度以降の医療・福祉支援事業費の執行にあたっては、既にアジア女性基金に交付済の当該事業費の余剰金を使用することとされ、平成14年度の2千万円は交付されものとして通知がありました。

ない

(参考)

平成13年度決算における繰越額	55,800万円 ①
平成14年度以降の医療・福祉支援等事業費執行予定(概算額)	
ア、フィリピン、韓国、台湾の医療・福祉支援事業	11,100万円
イ、オランダの医療・福祉分野財・サービス事業	300万円
以上14年度計	11,400万円
ウ、インドネシア事業の今後予定額(～2007.3)	26,700万円
執行見込額計	38,100万円 ②
執行残見込額	17,700万円①-②

フィリピン社会福祉開発省(DSWD)パラノン事務次官から覚書の延長についての要請があったことを受けて、フィリピンへ7月11日から13日まで有馬理事と松田が出張した。

DSWD と司法省(DOJ)の参加した、臨時の会議が DSWD 事務次官室で、7月12日9時から開催された。(グチャレス事務次官、パラノン次官、ボノワン局長、海老原理事官他)

2001年8月のフィリピン申請受付終了後、認定が確定し、「償い金」の送金は終了したが、医療福祉支援事業については、その後にソーシャルワーカーが、被害者本人や家族の要望や必要度について相談をしたうえ、事業内容を決定する。2002年以降、新たに認定された各人の要望を聞く作業は、ほぼ終了して、事業を行っているが、そのうちの32名については、7月12日現在、完了していないとの報告を受けた。

医療福祉支援事業を実施する際、フィリピン政府は、事業費をさまざまな医療福祉にかかわる項目で支出し、その領収書を添付することが覚書上求められている。しかし、2002年以降の受け取り者は、事業期間が短く、まだ、改築や購入が終わっていない場合が多い。

さらに、フィリピン政府部内の手続きであるが、事業費の最後の小切手は、まだ、現金化されていないため一部の元「慰安婦」へ DSWD が執行することが出来ない問題もある。そのため、6月30日以降は、10名のソーシャルワーカーのうち、7名がボランティアで協力しているが、出来ればアジア女性基金から、覚書を最大限3ヶ月間(2002年9月末)延長のうえ、5名分の給料を支払えるようにして欲しいと要望した。

アジア女性基金の事務局およびフィリピン担当理事としては、日本政府の強い要望である受益者間でのサービスに出来る限り、不平等な取り扱いが行われないようにとの配慮、ならびに DSWD のいままでの協力について考慮し、若干の延長はやむを得ないと考え、理事会に了承を得たい。

出張中、大使館では、新任の高野大使、吉田公使に、アジア女性基金の現況についてご報告した。

関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-6

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

7-14

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

15-19

新聞切り抜き AWF関連

20-21

戦後補償実現！FAX速報 No.380 2002.6.15

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」与党側の抵抗つよく審議入りは会期延長後か

「慰安婦」問題の解決をめざす「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」（本紙前号参照）は、与党側の抵抗が強く、6月15日現在参議院内閣委員会（佐藤泰介委員長）で審議入りのメドがたっていない。現在同委員会には他に審議する法案もなく、すみやかに同法案の審議に入るべきところを、与党側は、①「慰安婦」問題はサンフランシスコ条約で解決済みと政府が主張している、②政府は「国民基金」で努力している、③国際世論に火をつけるようなことをせず、静かに見守りたい（審議をすれば否決せざるを得ないが、否決の結論だけが海外に伝わると誤解を招くので、否決もしたくない）などと主張し、審議に応じない態度を崩していない。同委員会理事会で野党側理事が繰り返して審議入りを要求してきたが、14日医療法案の衆院厚生労働委での強行採決などに野党側が反発して、審議拒否が続いているため、会期内の審議入りは難しくなってきた。「慰安婦」問題の立法解決を求める会の土屋公献会長らは11日参議院内閣委員会の全理事と参院各民党幹事長、国対委員長らに早期審議を求める要請書を提出し、12日にも全参議院議員に要請書を配布した。会期延長後の審議入りをめざして、下旬に海外から被害者を招いて要請活動を強化することも検討している。

なお、12日の参議院憲法調査会（上杉光弘会長）では戸塚悦朗神戸大助教授、横田洋三中央大教授が参考人として意見陳述したが、戸塚助教授は「慰安婦」問題解決の重要性を強調した。（同調査会の議事録は参議院HP: www.sangiin.go.jpで読める。）

◆「国民基金」が「償い金」支給事業資金不足で、基本財産を取り崩し、関係に追加寄付要請

「女性のためのアジア平和国民基金」（「国民基金」、村山富市理事長）は10日までに「償い事業」の原資となる募金が底をつき、財団の基本財産（3800万円）の一部を取り崩して補填するとともに、小泉首相以下の関係者に1人10万円程度の寄付を求めることを決め、所管の外務省をとおして要請した。5月1日までに290人弱から申請があり、現在までの募金額は約5億6千万円で、申請者全員への支給に約1千万円が不足しているもよう。最後の最後まで無理と難航を重ねた事業となった。（6/11毎日）

◆元「女子勤労挺身隊員」の韓国人被害者ら三菱本社前で訴え

13日「強制連行問題解決をめざす総行動」で三菱重工本社前で行われた集会には名古屋三菱訴訟の原告金恵玉さん(71)や太平洋戦争犠牲者光州遺族会代表の李金珠さん(81)らが参加し、「百万人以上の朝鮮人を使えるだけ使い、敗戦後はゴミのように捨てるのか?」「謝罪と補償を勝ち取る」と訴えた。裁判中に亡くなった原告らの祭壇も設けられ、献花しながら、「W杯が共催されても、補償問題が解決しない限り、日韓は真に“近い国”にはなれない」と語った。（6/13共同）

◆ILO総会、来年日本の29号条約違反問題を取り上げると先使共同宣言

3日からジュネーブで開催されているILO総会で、条約適用委員会のコートベック労働者側議長、ビスキルシェン使用者側副議長は来年(03年)の総会議題として日本の戦時

中の「慰安婦」・強制労働問題を取り上げると労使共同宣言で確認した。96年にILO条約勧告適用専門家委員会が年次報告書で日本の「慰安婦」問題を取り上げ、29号条約(強制労働禁止条約)違反を指摘してから繰り返し勧告を受け、総会の労働者側作業委員会で激しい議論が交わされながら、総会の正式議題となることは見送られてきた。従来総会議題として取り上げることに日本政府と足並みをそろえて反対してきた日本の連合が、今年98号条約(組織・団体交渉権)を取り上げることを条件に来年取り上げることを容認したもので、連合が態度を軟化させたとの見方がある一方で、時間稼ぎと警戒する声もある。(強制連行全国ネット)

◆米でカトリック聖職者の性虐待に批判高まる。ネブラスカ州で80万ドル賠償判決

米国のカトリック聖職者が性的虐待を重ね、厳しい社会的批判を受けている問題で、全米カトリック司教会議は13・14テキサス州ダラスに枢機卿・司教約300人が集まり被害者や信徒らに許しを請う総会を開いた。全米で過去18年間に少なくとも1500人の聖職者が性的虐待で訴えられ、現在も約300件の損害賠償訴訟が起こされている。教会側が問題に気づきながら、何度も教区を移動させ、被害が拡大したケースも少なくなく、教会全体の姿勢が問われている。トラウマに苦みながら、名乗り出れない被害者の数も多いとみられる。4月には全米の枢機卿13人全員がローマ法王に召喚される事態となり、すでに約250人の司教が解任され、4人が辞任している。5月4日にはボストンで71歳の元神父が逮捕され、5月14日にはバンティモアで被害者の26歳の青年が逆に56歳の神父に報復し、銃撃し重傷を負わせた容疑で逮捕される事件も起きている。6月14日ネブラスカ州裁の陪審は23歳の青年と母親の訴えを認めカトリック教会に80万ドル(約1億円)の支払いを命じる評決を下した。13日の開会演説でウィルトン・グレゴリー全米カトリック司教会議議長は、教会が虐待を見逃がしてきた責任を認め、被害者や家族に謝罪した。4人の被害者も登壇して、涙ながらに証言し、過ちを繰り返さないよう強く訴えた。会議は「子どもと若者を守るための憲章」を採択したが、「聖職者としての職務は停止するが、解職はせず」と教会に留まることを認めたため、無条件の聖職剥奪を求める被害者や一部の司教の間に失望と不信が広がっている。被害者団体「神父による虐待を乗り切った者たちのネットワーク」(本部=シカゴ、会員約4千人)などは加害神父への厳重な処罰を求めてさらに追及する方針。(各紙から)

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第62回サイレント・デモ

6月19日(水)11:30、参議院議員会館前。終了後、資料等配布予定。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646。

■＜案内＞朝鮮人強制連行真相調査団関西地区研究会「ビョンヤン討論会での論議と今後」

6月29日(土)14:00、空野法律事務所(大阪弁護士ビル2F)、報告＝空野佳弘(調査団日本人側事務局長)、ほか、連絡先＝真相調査団日本人側全国連絡協議会 T06-6361-5488。

■＜案内＞《細菌戦裁判の勝訴判決をめざして》6・29緊急集会

6月29日(土)18:00、中野ZERO西館1F学習室B、「中国の民衆から見た日本軍の生物戦」報告＝西川重則(平和遺族会全国連絡会事務局長)、松村高夫(慶応大教授)、斎藤利(東京女子大教授)、土屋公敏(弁護士)、資料代=500円。連絡先＝T/F048-882-4707(那須)。

【裁判情報】●6月19日(水)13:15海軍島根戦時性暴力被害者訴訟第3回公判、東京地裁627号。●6月28日(金)11:00平頂山事件訴訟判決、東京地裁。●6月28日(金)13:30シベリア抑留謝罪補償請求訴訟控訴審判決、大阪高裁。

戦後補償実現！FAX速報 No.381-382 2002.6.29

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL:members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfrtyo@aol.com

◆日本軍による中国住民虐殺「平頂山事件」生存者の賠償請求を東京地裁が棄却

6月28日東京地裁(菊池洋一裁判長)は、1932年に旧日本軍が中国・撫順市郊外の平頂山村で住民約3千人を虐殺した「平頂山事件」の生存者莫徳勝さん(77)ら3人が1人2千万円の賠償を日本政府に求めた訴訟の判決で、被害事実は認めたものの、ハーグ条約3条は個人に請求を認めたとは解釈できず、中国民法、日本民法および立法不作為による国家賠償法適用も認められないとして、原告側の請求を退けた。32年に抗日ゲリラへの村民の関与を疑った日本軍が村民を集めて射殺・刺殺し、現場を爆破した事件は46年に中国の軍事法廷で日本人7人が死刑判決を受けた。当時4～9歳だった莫、楊宝山(79)、方秉榮(74)さんは、「家族全員を殺され、自分も重傷を負ったが、日本政府は謝罪も補償もしていない」と訴えていた。戦時中の国の加害責任を法的に認定することを依然として日本の裁判所は拒んでいる。(6/28毎日・読売夕刊)

◆大阪高裁もシベリア抑留謝罪補償請求を棄却。強制抑留・強制労働被害者の訴え届かず

28日大阪高裁(東畑良雄裁判長)は、敗戦後旧ソ連に抑留された元軍人の松本宏さん(85)ら日本人元抑留者5人が弁護士なしの本人訴訟で日本政府に謝罪と1人300万円の補償を求めた補償請求訴訟の控訴審判決で、原告側の請求を退け、控訴を棄却した。強制労働の事実と多大の損害は認定し、「強い憤りはひしひしと伝わってくる」としながら、日本軍・政府が容認したとの見解は否定し、49年ジュネーブ条約は適用できず、国連共同宣言による請求権放棄も「やむをえないところ」であり、「国民等しく受忍しなければならない戦争犠牲」で「憲法29条の予想しないところ」、「補償問題は立法裁量の範囲」として、1審大阪地裁判決(00.12.)を支持した。シベリア抑留をめぐる未払い賃金・補償訴訟はすでに最高裁が97年3月、今年3月に判決を出し(本紙160,372-373号参照)、すべて請求を棄却しているため、それらを踏襲した判決となった。原告側は最高裁に上告する。(6/28朝日大阪版)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」審議入り求め韓国・台湾の被害者らが要請行動

「慰安婦」問題の解決をめざす「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の審議入りと早期制定を求めて、韓国の被害者李容洙(イ・ヨンソ)さん(74)、挺身隊問題対策協議会の金東姫(キム・ドンヒ)幹事、台湾の被害者陳雲(チェン・ユン)さん(79)、王清峰弁護士(台北市婦女救援社会福利事業基金会元理事長)が24日来日し、25～27日参議院正副議長、参院内閣委員長、参院の与野党国会対策責任者らに面会し、直接早期審議を要請した。27日参議院議員会館で開かれた「被害者とともに『戦時性的強制被害者問題解決促進法案』の早期審議を求める緊急集会」には、衆参両院の議員20人を含む約100人が参加し、被害者らの訴えを聞き、今後も力を合わせて早期の審議入りと制定を求めていくことを誓い合った。韓国側からは、5月1日の「国民基金」の「償い金」申請受付終了後も、「基金」を受け取るようにとの執拗な働きかけが続いているとの報告があり、集会終了後一行は外務省を訪れ、担当の佐藤重和審議官に抗議した。「慰安婦」問題の立法解決を求める会や売買春問題と取り組む会なども参議院議長や

参院内閣委員長に法案の早期の審議入りを求める要請書を今週提出した。(6/25時事・共同)

◆ソウル地裁、「遺骨の存在が確認できない」と遺族の遺骨引き渡し請求を棄却

5日韓国のソウル地裁(金ムンソク裁判長)は、00年11月に韓国政府に戦争中に亡くなった韓国人犠牲者の遺骨と位牌の返還を求めた宋ゴンテさん(72)ら5人の遺族の訴え(本紙321号参照)に対し、「証拠は関係者の陳述だけで、韓国政府が遺骨や位牌を日本から送還後も保管しているとは認めがたい。日本側資料にも遺骨や遺品は残っていないと記録されている」として請求を棄却した。(6/5東亜日報=韓国戦後補償速報44号)

◆花岡事件生存者・遺族46人が「殉難者慰霊式」参加のため来日

27日花岡事件の生存者と遺族ら46人が、秋田県大館市で開かれる「中国人殉難者慰霊式」に参加するため来日した。団長の孫愛明中国紅十字会副会長や元原告の李紹海さん(79)らは29・30日大館市で開かれる講演・証言集会、慰霊式に出席した後、7月2日には東京での報告・証言集会(下記催物案内参照)に出席する。(6/27時事、28朝日)

◆西松建設、株主総会で「強制運行」「和解」を否定

7月9日に広島地裁で強制運行訴訟の判決が予定されている西松建設の株主総会が27日東京で開かれ、広島訴訟の支援者ら4人が発言の中で問題の早期解決を求めた。西松側は「強制運行はなかったと確信している」と回答し、広島などの和解についてもコメントを拒否し、「和解するつもりはない」などと述べた。(6/27共同)

◆[計報]韓国の元「慰安婦」徐ボンイムさん(80)逝く

5日韓国・大邱市の郭病院で元「慰安婦」の徐(リ)ボンイムさんが亡くなった。1922年生まれで、16歳の時騙されてサイゴン、ジャワなどの「慰安所」に連行され、強制的に働かされた。90年に当時の後遺症で倒れ、97年から慢性腎不全で腹膜透析を受け続けてきた。7日大邱の市民団体葬が同病院で行われ、市立の納骨堂に安置された。(韓国戦後補償速報44号)

■<案内>“花岡和解”報告と証言の集い

7月2日(火)18:00、全水道会館(水道橋)、証言=生存者・遺族、報告=中国人からみた「花岡和解」ほか。詳細⇒www.jca.apc.org/hanaokajiken/。主催=中国人強制運行を考える会T03-3503-8488(新橋法律事務所)。

■<案内>7・3イギョウ(勝とう)！日鉄・グングン集会／1日行動

7月3日(水)18:30、文京区民センター、原告発言=呂運澤、李熙子、李英燦、李永鎮さん。12:00新日鉄本社前、14:00厚生労働省前、16:00東京地裁710号法廷(15:30傍聴券)。主催=日鉄元微用工裁判を支援する会・在韓軍人軍属裁判を支援する会T090-9204-7607(山本)。

■<案内>戦後も続く戦争の被害—湾岸戦争・地雷・日本軍の残した砲弾—

7月9日(火)18:30、エポック10(池袋西口)、講演=本多勝一(ジャーナリスト)、劉敏(旧日本軍遺棄砲弾被害者遺族)さん、ほか。資料代=千円。主催=日本が残した毒ガス被害者を支える会T03-3942-8591、F03-3942-8592。

【裁判情報】●7月2日(火)10:00台湾元「慰安婦」第14回公判、東京地裁627号。●7月2日(火)14:00日鉄大阪裁判控訴審第3回公判、大阪高裁202号。●7月3日(水)16:00在韓軍人軍属裁判第2回公判、東京地裁710号。●7月5日(金)11:30日鉄供託金訴訟第7回公判、東京地裁606号。●7月8日(月)13:10遺棄毒ガス・砲弾被害第2次訴訟、東京地裁703号(原告劉敏さん証人尋問)。●7月9日(火)10:00西松建設訴訟・判決公判、広島地裁304号。●7月9日(火)15:30韓国遺族会裁判控訴審第3回公判、東京高裁813号。

戦後補償実現！FAX速報 No.383 2002.7.9.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 ■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
 ■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 ■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfrrtyo@aol.com

◆**広島地裁、中国人強制連行の事実を認定しながら「西松建設に賠償責任なし」と請求棄却**
 7月9日広島地裁(矢延正平裁判長、*転出のため山辺清正裁判長代読)は1944年7月中国山東省の青島から強制連行され、広島県加計町の安野発電所の建設現場で強制労働させられた呂学文さん(81)ら中国人被害者3人と2遺族が西松建設(本社=東京、当時「西松組」)を相手に総額2750万円の損害賠償を求めた裁判の判決で、強制連行・強制労働の事実は認定しながら、20年の民法上の除斥期間を適用するなどして原告の請求を棄却した。判決は「国策として中国人労働者の移入が採用され、実施されるに至った」と強制連行の国の関与と責任を指摘し、身柄拘束後の連行と労働の強制に西松が関わったことを認定。「住環境の極めて劣悪な収容所に入れて自由を束縛し、暴行を加えるなどして長時間の重労働を強制した」として、不法行為責任が生じたと判断。雇用契約に似た法的関係もあったとし、安全配慮義務違反も認めた。しかし、民法上の除斥期間適用や時効については「加害の悪質性や被害の重大性を根拠に除斥期間適用の可否を論じるのは、被害者側の心情に流された恣意的運用を招く。運用を制限する特段の事情は認められない」「原告が権利を行使できない状況ではなかった」として、原告の主張を退けた。「被害はあまりに痛ましく、無念の心情を察するに余りある。西松の法的責任は消滅しても道義的責任は消滅しない」とも述べ、被害を認め、同情を示しながら4月の福岡地裁判決(本紙376・377号参照)とは正反対の結論となった。判決後の報告集会で、呂さんはこぶしを突き上げながら、「不公正な判決。私は西松建設と最後まで闘う。私が死んでも、息子たちが闘う」と声をふりしぼって語った。当時連行された中国人は360人で、日本人監督の暴行や過酷な労働のため29人が死亡したとされる。92年以降の中国の研究者らの調査で生存者や遺族165人の所在を確認し、93年から西松建設と交渉したが決裂し、98年1月に提訴したもの。呂さんら2人は被爆し、他の3人も作業中の事故などで失明するなどしている。(7/9共同・時事・FAX・朝日・毎日・読売・中国新聞夕刊)

◆**花岡事件生存者・遺族が国に謝罪を求める要求書を発表。記念館建設に向けてNPO始動**
 「中国人殉難者慰霊式」のため来日した花岡事件の被害者・遺族ら(本紙前号参照)は7月2日花岡受難者聯誼会名で日本政府あての書簡を発表し、改めて日本政府の責任を指摘し、国としての公式謝罪、資料公開、賠償、遺骨送還、記念碑建立の5項目を要求した。2日衆議院議員会館で開かれた院内集会には8人の衆参両院の議員がかけつけ、団長の孫愛明岡町の十瀬野公園墓地で行われた慰霊式で被害者代表の李紹海さん(79)は、「私たちは加害者の責任を追及し続ける」と決意を述べ、犠牲者を追悼した。式に参列した鹿島秋田営業所の増淵晴男所長は「心からの哀悼の念を申し上げる」とコメントし、個人としては「大変岡平和記念会」(川田繁幸理事長)が先月24日NPOとして県の認証を受け、26日法人登記を行った。今後募金活動を本格化させる。(6/25北鹿新聞、30共同、7/1北鹿・大館新報・朝日)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」ようやく18日から参院内閣委員会で審議入りへ
参議院内閣委員会で継続審議となっていた「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の審議入りが9日の同委員会理事懇談会でようやく決定。18日(木)趣旨説明、23日(火)審議の予定で、自民党も意見を表明する。傍聴(10:00～)などの申し込みは「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会議(T03-3262-6646、F3237-0287)へ。

◆「国民基金」に首相と閣僚が寄付。首相の手紙返却したフィリピンの被害者に大使館員尋問
2日の閣僚懇談会で小泉首相以下各閣僚が「女性のためのアジア平和国民基金」(村山富市理事長)に給与の一部を寄付することが了承された。毎月給与の一部を国庫に返納しているが、その7月分を充てたもので、金額は327万円。「国民基金」は「償い金」支給事業が資金不足に陥っているため、先月首相らに寄付を求めていた。(本紙380号参照)一方、5月に「首相の手紙」を返却したフィリピンのフリア・ボラスさん(73)の自宅に先月マニラの日本大使館員がフィリピン政府社会福祉開発局のスタッフを伴って現れ、「なぜ返却したのか?」「誰かに指図されてやったのではないか?」などと問いただした。伺ひに近い大使館の態度にフィリピンの被害者団体は反発し、この事実を公表するとともに、6月25日に日本大使館前で抗議行動を行った。(7/3毎日)

◆国際刑事裁判所(ICC)設立条約が発効。米がPKO参加兵士の免責求め、抵抗
ジェノサイド(大量殺害)や人道に対する罪、戦争犯罪などを裁く国際刑事裁判所(ICC)設立条約が6月末までに74ヶ国の批准を得て、7月1日発効し、オランダ・ハーグに暫定事務局が設立された。非人道的犯罪の責任者は国籍や地位を問わず訴追が可能となった。本格的な活動開始は来春の予定。米国ブッシュ政権は、米兵が訴追されることを恐れ、同条約の署名も批准も拒否。さらに国連安保理事会でも、ボスニア・ヘルツェゴビナ派遣平和維持軍の任期延長を認めず、逆に「免責1年」を提案するなど、ICCを支持する英仏などと溝を深めている。日本も国際法整備を理由に署名も批准もしていない。(各紙から)

◆ベルギー高裁シャロン首相訴追無効判決。独自の人道法見直し、上院に改正案提出
6月26日ベルギーのブリュッセル高等裁判所は、82年のイスラエル軍によるレバノン侵攻時にパレスチナ難民キャンプで起きた難民虐殺事件で生存者23人の告訴を受けてイスラエルのシャロン首相(当時国防相)をベルギー検察がジェノサイド(大量虐殺)罪で93年に制定されたベルギー人道法に基づき昨年6月に訴追した事件に関し、「当事者がベルギーにいないため審理できない」として無効を命じた。今年2月に国際司法裁判所(ハーグ)が別件で外国の現職閣僚には免責特権があるとの判断を示し、ベルギーでも首相訴追の妥当性について検討していた。これを受けてベルギー国会は同法の見直しに着手。世界で唯一のユニークな同人道法の実効性が失われないよう、当面外交特権適用対象外の容疑については現状どおり審理できる改正法案が1日上院に提出された。(6/27朝日・読売、7/4毎日)

■＜案内＞戦後補償を求める米国の弁護士&支援者との懇談会
7月12日(金)19:00、九段社会教育会館4F第1集会室(地下鉄九段下下車、団体名は「千代同人様ネット」)、報告&情報提供「米国での「慰安婦」・強制労働訴訟の現状と今後の取り組みについて」B・フィッシャー弁護士、ほか。会場費=500円。連絡先=リドレス国際キャンペーン T03-3262-4971、F3237-0287。

【裁判情報】●7月17日(水)13:10 中国人強制運行・京都訴訟＜結審＞、京都地裁。
●7月19日(金)11:30 中国人強制運行・長野訴訟、長野地裁1号。

「償い金」等事業の終了後について (案)

2002年7月10日 事務局

償い事業終了後の基金のあり方については、理事会で審議が重ねられてきました。その一部として、アフターケアやフォローアップについては、基金が何らかの形で行っていくことと合意されています。この件につき、理事の方々のご意見を伺う機会を作る努力をしていきたいと存じます。

元「慰安婦」に対する償い事業の今後の対応について、有馬理事、下村理事、和田理事と意見交換をする機会がございましたので、その内容をご報告いたします。

今後想定される課題

1. アジア女性基金の償い事業を受け取られた被害者への今後のケアは必要
(「支給完了」＝「すべて終わり」ということでは受け取られた被害者からも非難の声が上がる可能性がある)
 2. 「償い金」事業を受け取られていない被害者への対応
 3. 被害者間での差別をなくすための全ての被害者に対する包括的な事業の可能性
- したがって、医療福祉支援事業に係る拠出金を含め、必要な予算措置を取ることが必要。

緊急に対応すべき、上記1) に対する予算措置

上記の議論がされている間にも、緊急に対応が必要な下記などの予算措置は必要

1. 連絡などの対応 (現在ある緊急電話を継続するための費用)
2. 孤立、孤独への対応 (巡回訪問、聞き取り等のケア)
3. 緊急時の訪問など (葬儀等への対応)
4. その他

各国における現状と今後のプログラムの可能性について

★現状

国・地域	償い金	医療福祉支援事業	ホットライン等	その他
フィリピン	2001年8月申請締切 支給完了	2002年6月未完了 (MOU) *ケースワーカー派遣等		
韓国	2002年5月1日申請締切 支給完了	2002年6月未完了	アジア女性基金事務局 (韓国語スタッフ)、協力者 (平成15年3月末まで?)	医療福祉事務に係る出張
台湾	2002年5月1日申請締切 支給完了	2002年5月未完了	萬国法律事務所、台湾在住 協力者 (平成15年3月末まで?)	医療福祉事務に係る出張
オランダ	—	2001年7月完了	—	
インドネシア	—	2007年3月まで継続 (MOU)	—	

★今後の課題

- 医療福祉のための事務の継続
 - ① ホットライン (韓国・台湾)
 - ② 被害者の現状把握のための実施国への訪問
- 証言記録の収集
- 集団的事業 (交流センター・ケアセンター・慰霊碑?) 等の検討 (*韓国、台湾より要請あり)
- その他